

令和5年9月6日

一般社団法人静岡県建設業協会 様

国土交通省中部地方整備局
建政部建設産業課

建設業の時間外労働の上限規制対応について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は建設産業行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます

さて、時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から建設業にも適用されることを踏まえまして、中部地方整備局としての取組の一つとして、下記 URL のまとめサイトを作成しました。

https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/off_hours.htm

また、受発注者間、元請下請間の工期に関する見積時の折衝、変更契約の協議の際にご利用いただくなど、必要な場面においてご活用できるよう、発注者向けと受注者向けのチラシを作成いたしました。

貴団体におかれましては、当局の取組を貴下の会員の方々に下記チラシと共にHP、メールマガジン等で周知いただければ幸いです。

大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

記

- ・【発注者向け】_チラシ（著しく短い工期の禁止1枚紙）
- ・【建設企業向け】_チラシ（著しく短い工期の禁止1枚紙）

以上